

Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス利用規約【現改比較表】2022年7月29日現在

～2022年8月28日

2022年8月29日～

<p>目次</p> <p>第1条～第24条（略）</p> <p>第25条 通信に関する料金の支払義務</p> <p>第26条～附則（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第24条（略）</p> <p>第25条 削除</p> <p>第26条～附則（略）</p>
<p>第1条～第21条（略）</p> <p>第22条 当社が提供するArcstar Conferencing テレビ会議サービスの料金は、利用料金、通信に関する料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供するArcstar Conferencing テレビ会議サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に定めるところによります。</p> <p>第23条～第24条（略）</p>	<p>第1条～第21条（略）</p> <p>第22条 当社が提供するArcstar Conferencing テレビ会議サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供するArcstar Conferencing テレビ会議サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に定めるところによります。</p> <p>第23条～第24条（略）</p>
<p>（通信に関する料金の支払義務）</p> <p>第25条 テレビ会議契約者は、テレビ会議契約に基づいて行われた通信（参加者が行った通信及びテレビ会議契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信の接続時間と料金表第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））第2（通信に関する料金）の規定に基づいて算定した通信に関する料金の支払いを要します。</p> <p>第26条～第37条（略）</p>	<p>第25条 削除</p> <p>第26条～第37条（略）</p>
<p>別記</p>	<p>別記</p>

<p>1～6 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p>
<p>7 おまかせパックの提供</p> <p>当社は、テレビ会議契約者から請求があったときには、おまかせパック（当社が、そのテレビ会議契約者からの申出によりArcstar Conferencingテレビ会議サービスの利用に係る端末設備等（端末設備及びこれに附属する設備を含みます。以下同じとします。）及び端末設備等に関する保守サービスを提供するものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) テレビ会議契約者は、(7)の規定に違反しておまかせパック端末設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>(9) 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスにおいて使用されるおまかせ</p>	<p>7 おまかせパックの提供</p> <p>当社は、テレビ会議契約者から請求があったときには、おまかせパック（当社が、そのテレビ会議契約者からの申出によりArcstar Conferencingテレビ会議サービスの利用に係る端末設備等（端末設備及びこれに附属する設備を含みます。以下同じとします。）及び端末設備等に関する保守サービスを提供するものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) テレビ会議契約者は、(7)の規定に違反しておまかせパック端末設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。<u>この場合において、支払っていただく額は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（おまかせパックに関する料金）2（料金額）に規定する端末設備の補充、修繕等に関する料金とします。</u></p> <p>(9) <u>テレビ会議契約者は、おまかせパックの廃止において、廃止日から起算して7日以内におまかせパック端末設備等を返却できないときは、返却されるまでの期間において遅延損害金（不課税）を支払っていただきます。この場合において、支払っていただく額は、返却されるまで1ヶ月当たり料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（おまかせパックに関する料金）2（料金額）に規定する端末設備等に関する料金の1ヶ月分の月額料金と同額とします。但し、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなすものとします。</u></p> <p>(10) 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスにおいて使用されるおまかせ</p>

<p>パック端末設備等に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスの場合に準じて取り扱います。</p> <p><u>(10)</u> (1)から<u>(9)</u>までに規定するほか、おまかせパック端末設備等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Arcstar Conferencingテレビ会議サービスに準ずるものとしします。</p> <p>(注) <u>(10)</u> に規定する当社が別に定めるものは、本規約第36条の2（特約）に定めるところによります。</p> <p>7の2～8（略）</p>	<p>パック端末設備等に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスの場合に準じて取り扱います。</p> <p><u>(11)</u> (1)から<u>(10)</u>までに規定するほか、おまかせパック端末設備等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Arcstar Conferencingテレビ会議サービスに準ずるものとしします。</p> <p>(注) <u>(11)</u> に規定する当社が別に定めるものは、本規約第36条の2（特約）に定めるところによります。</p> <p>7の2～8（略）</p>
<p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表～第2表（略）</p>	<p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表～第2表（略）</p>

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 (略)

第2 おまかせパックに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) おまかせパックの最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合の料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、おまかせパックの最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合は、第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））第1（利用料金）1（適用） <u>(2)</u>（最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用）の規定に準じて取扱います。この場合において、同規定中「Arcstar Conferencing テレビ会議サービス」とあるのは「おまかせパック」と、「テレビ会議契約の解除又はテレビ会議拠点等の変更のうち、テレビ会議拠点等の数を減じる変更があった場合」とあるのは「おまかせパックの廃止があった場合」と、読み替えるものとします。</p>
(3) (略)	(略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 (略)

第2 おまかせパックに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) おまかせパックの最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合の料金の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 当社は、おまかせパックの最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合は、第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））第1（利用料金）1（適用） <u>(4)</u>（最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用）の規定に準じて取扱います。この場合において、同規定中「Arcstar Conferencing テレビ会議サービス」とあるのは「おまかせパック」と、「テレビ会議契約の解除又はテレビ会議拠点等の変更のうち、テレビ会議拠点等の数を減じる変更があった場合」とあるのは「おまかせパックの廃止があった場合」と、読み替えるものとします。</p>
(3) (略)	(略)

2 料金額

料金種別	単位	料金額
端末設備等に関する料金	(略)	(略)
保守サービスに関する料金	(略)	(略)

備考 (略)

3 工事費の額 (略)

第3～第5 (略)

2 料金額

料金種別	単位	料金額
端末設備等に関する料金	(略)	(略)
保守サービスに関する料金	(略)	(略)
<u>端末設備の補充、修繕等に関する料金</u>	<u>1の端末ごとに</u>	<u>態様に応じ別に算定した額</u>

備考 (略)

3 工事費の額 (略)

第3～第5 (略)

附 則 (令和4年7月21日 CAS 1サ第00944365号)

この改正規定は、令和4年8月29日から実施します。